

総社市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第10号

総社市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

総社市後期高齢者医療に関する条例（平成20年総社市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 本市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項（<u>法第55条の2第2項において準用する場合を含む。</u>）の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（<u>法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。</u>）に入院等（<u>法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。</u>）をした際、本市に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) <u>法第55条第2項第1号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、本市に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) <u>法第55条第2項第2号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った法</p>	<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 本市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（<u>同項に規定する病院等をいう。以下同じ。</u>）に入院等（<u>同項に規定する入院等をいう。以下同じ。</u>）をした際、本市に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、本市に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った<u>同号</u>に規定する特定住所変更に係る<u>同号</u>に規定する継続入</p>

改正後	改正前
<p>第55条第2項第2号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、本市に住所を有していた被保険者</p> <p><u>(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第160条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者</u></p>	<p>院等の際、本市に住所を有していた被保険者</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。